

愛媛大学大学院アドバンストソーシャルマネジメント学環
設置の趣旨等を記載した書類 目次

1. 設置の趣旨及び必要性.....	2
2. 研究科等連係課程実施基本組織の名称及び学位の名称.....	7
3. 教育課程の編成の考え方及び特色.....	9
4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件.....	11
5. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合.....	13
6. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施.....	15
7. 入学者選抜の概要.....	18
8. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色.....	22
9. 研究の実施についての考え方、体制、取組.....	23
10. 施設・設備等の整備計画.....	24
11. 2以上の校地において教育研究を行う場合.....	25
12. 管理運営.....	25
13. 自己点検・評価.....	26
14. 認証評価.....	26
15. 情報の公表.....	27
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	28

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨（社会的背景と本学環の位置づけ）

四国地方は、わが国の中でも人口減少と少子高齢化が先行し、デジタル・モビリティ格差、付加価値を向上できないことによる県民所得の停滞、進まない企業誘致・他業種との連携、公共インフラ維持の限界、医療・福祉資源の地域偏在、さらには南海トラフ地震等の巨大災害リスクなど、様々な構造的課題が重層的に絡み合う、いわば「課題の集積地」である。より具体的には、地域発信型の新たなフードバリューチェーンや半導体産業のサプライチェーンの構築、工業製品の副産物を活用した新規肥料等の農業用素材の開発、災害時における要配慮者支援体制の構築といった課題が例として挙げられるが、これらはいずれも単一の専門領域の知見のみでは十分な対応が困難である。このため、学際的な視点から課題を構造的に整理するとともに、多様な関係者を巻き込みながら社会実装へと導く能力の必要性が一層高まっている。

このような背景の下、あらゆる産業分野で担い手不足が深刻化している地方において、各企業や自治体は個別の取組を通じて実践的なノウハウを蓄積するに留まる傾向がみられる。一方で、大規模事業については、首都圏の企業が事業期間内の利益を重視した計画に基づき受注する傾向があるとの指摘も多い。その結果、地域の持続可能性に責任を持つ地元組織において、複数の組織や主体を横断的に統合し、全体をまとめ上げながら事業を推進できる人材に対する要請が強まっている。また、大学院修士課程で学ぶ学生の中には、客観的な数値等をコンサルティング的に示すだけでは、複雑かつ困難な現実の地域課題に対し、関係者の主体的な協力を引き出すことに限界を感じている者も存在する。こうした地域課題及び人材育成上の課題を踏まえると、求められるのは、実践または学術のいずれか一方のみに長けた専門人材ではなく、両方の視点を往還しながら構想した解決策を、体系化された手法として社会に実装し、さらにその仕組みやプロセスを他の場面や地域でも活用可能な形で発信することのできる人材、すなわち“変革リーダー”である。

本学は四国最大の総合大学として、理工学研究科、連合農学研究科、医学系研究科の3研究科に博士課程を擁し、先進超高压科学研究拠点、化学汚染・沿岸環境研究拠点、プロテオインタクトーム解析共同研究拠点の3共同利用・共同研究拠点に代表される先端研究資源を活用した世界水準の“学術知”に基づく教育・研究を行っている。一方、愛媛県という地域は、第一次産業が南予、第二次産業が東予、第三次産業が中予にそれぞれ集積するなど、多様な産業が地域内にバランス良く存在し、各産業分野における広範な“実践知”を有している。しかしながら、これらの知の継承と発展を担う次世代人口の減少という、全国的にも共通する構造的課題を抱えており、実社会における諸課題を検証・展開するための社会実験的環境が形成されている地域でもある。

このように、“学術知”と“実践知”の双方が存在しながら、それらを有機的に結び付け、統合的に活用できる人材が十分に育成されてきたとは言い難い地方において、こ

うした“変革リーダー”を育成することで、地域に根ざして顕在化した複合的課題を学術言語へと翻訳・再定義し、理論とデータに基づき因果構造を可視化することを通じて、資源配分と制度設計の再構築へ橋渡しするという理論と実装が往還する未来社会モデルを確立することは大きな社会的意義を有する。本学は、そのモデルの確立を目指すとともに、人口減少が進む他地域や世界各地に対して広く発信することを目的として、前述の博士課程を有する3研究科を連係協力研究科とした研究科等連係課程「アドバンストソーシャルマネジメント学環」を令和9年4月に設置する。

(2) 養成する人材像

本学環では養成する人材像として、産業界等の現場と学術をつなぎ、プロジェクトの“プロセス知”を用いて社会を動かす“変革リーダー”を掲げている。具体的には、産業界等の現場の経験（実践知）のみでは解決が困難な複雑な問題に対し、各専門分野の理論や方法（学術知）に基づいて分析を行い、変革の起点となる課題設定と解決策を構想する。その上で、体系化されたプロジェクトマネジメント手法を基盤として、多様な主体と協働しながらプロジェクトを実装する。さらに、その過程を通じて、何が変革を生み出し、どのような条件が変革を支えたのかを明らかにし、得られた知見を“プロセス知”として理論化する。こうして創出されたプロセス知を社会に発信し、次の変革へとつなげていくことができる博士人材を育成する。

想定する主な入学対象は社会人であり、技術開発、業務プロセス改善、サービスデザイン、人的資本経営、地域共創などに携わる中核人材で、実務経験を学術的に昇華し継続構造を探究・発信したい志望者を中心とする。

※3つの～知の定義

「実践知」とは、特定の状況・環境・人間関係など、個別の“現場の条件”のもとでの経験の蓄積から形成される、主に暗黙的・属人的な問題解決の知識を指す。

「学術知」とは、体系化された理論・方法論・研究成果にもとづき、特定の現場条件に左右されずに適用可能な、明示的で検証可能性の高い知識を指す。

「プロセス知」とは、実践知と学術知を往還させながら、特定の変革プロセスがどのような条件や仕組みで機能したかを可視化し、他の状況にも適用可能な形で理論化した知識を指す。

（資料1 アドバンストソーシャルマネジメントとは（3つの～知について））

(3) 研究者養成／高度専門職養成の位置づけ、既存制度との差異

本学環は高度専門職としての変革リーダーの養成を主軸としつつ、変革のプロセスを個人のものに留まらせるのではなくプロジェクト論文の形で社会へ展開することを目指す。対象となるプロジェクトは、“学術知”と“実践知”の両方を要素として含む

ものであり、それを円滑に進めるため、国際的なプロジェクト実務の共通基盤であるプロジェクトマネジメントの手法を活用し、社会の何らかの課題を解決する。したがって、連係協力研究科の中でも研究成果の社会実装に意欲的かつ経験を有する教員のみが主指導教員又は副指導教員として学術的な研究指導及び論文執筆の支援を行う。また、世界的な非営利団体である PMI (Project Management Institute) の認定する PMP (Project Management Professional) を資格として保有する教員が PM コーディネーターとしてプロジェクトマネジメントに関する助言を行う。

養成する人材像の近い既存制度として、現在、本学では修士課程として地域レジリエンス学環を設置し、ICT・データ利活用及びレジリエンス向上の素養と能力を身につけ、少子高齢化が進む地域社会において持続可能な地域づくりに貢献できる人材を育成し、輩出している。

一方で、地域社会が直面する課題は、関係者が多岐にわたり、利害や価値観が複雑に交錯するものが増加しており、個別性の高い課題設定が求められている。こうした状況の下では、プロジェクトへの部分的な貢献にとどまらず、課題設定から関係者との協働、制度設計、実装、検証に至るまでを一体的に構想・統括できる人材の必要性が高まっている。また、地域社会を持続的に発展させていくためには、単発的な成果の創出にとどまらず、実践を通じて得られた知見を蓄積・循環させ、次の取組へと接続していく仕組みを生み出すことが不可欠である。

このような人材を育成するためには、修士課程における教育・実践を基盤としつつ、より高度な学術知と実践知を往還しながら、長期的かつ継続的な実践を通じて、その過程をプロセス知として理論化する教育課程が求められる。すなわち、全体的なマネジメントを担うことができるようになるためには、もう一段高度な教育及び長期的な実践が必要であるとの課題認識のもと、本学環の設置によりそれを可能とする。

また、プロジェクトマネジメントに関する教育としては、理工学研究科博士前期課程の学生を対象に「プロジェクトマネジメント概論」という 1 単位の授業科目を開講しているが、同科目は主として時代による変化の少ない基礎的な内容を扱っているため、本学環においては、より国際的かつ最新の動向を踏まえた内容を教授する予定である。

(4) 3つのポリシー (DP/CP/AP) の理念的一貫性

本学環で養成する人材は、産業界等の現場の経験 (実践知) のみでは解決が困難な複雑な問題に対し、各専門分野の理論や方法 (学術知) に基づいて分析を行い、変革の起点となる課題設定と解決策を構想し、体系化されたプロジェクトマネジメント手法を基盤としてプロジェクトを協働・実装する過程で、得られた知見を“プロセス知”として理論化・発信することで、次の変革へとつなげていくことができる博士人材である。本学環では、この人材像を実現するための一貫した能力軸として①課題設定、②協働・実装、③理論化・発信の3点を定め、以下のようなディプロマ・ポリシー (DP)、カリ

キュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）を設定する。

（資料2 アドバンストソーシャルマネジメント学環の養成する人物像と3つのポリシー）

【ディプロマ・ポリシー（DP）】

プロジェクト論文の提出及び最終試験合格を要件とし、①課題設定、②協働・実装、③理論化・発信の3項目の条件を満たす者に対して、博士（学術）の学位を授与する。上記3項目の要件を満たすためには、以下1から3までの知識や力を身に付けることが求められる。

DP1: 産業界をはじめとした社会の複雑な問題を、学術的視点から分析するとともに、既存の価値や関係性を問い直すことにより、変革の起点となる課題設定と解決策の構想ができる。

DP2: 体系的なプロジェクトマネジメント手法を用いて、多様な関係者と協働しながら、設定した課題を解決するプロジェクトを計画・運営・実装できる。

DP3: 実践の過程から得られた知を抽出・理論化し、他の場面や地域でも再現可能なプロセスとして発信できる。

【カリキュラム・ポリシー（CP）】

共通基盤（プロジェクトマネジメント特論）と複数教員から指導を受ける個別プロジェクト演習を核に、分野を横断する実践知の体系化を図るとともに、学会発表や成果報告会等を通じて社会への知の還元を行う。

CP1: 先行研究の整理や、分野横断的な基礎的知識の修得を通じて、問題の本質を明らかにする能力の教育

CP2: 国際的なプロジェクト実務の共通基盤であるプロジェクトマネジメント手法を土台に、複数の教員や関係者による伴走支援のもと、協働しながらプロジェクトを計画・運営・実装する教育

CP3: 主に論文執筆の機会を通じ、実践の過程から得られたプロセスを学術的手法に基づいて理論化する一方で、社会に広く普及する形で発信する能力の教育

【アドミッション・ポリシー（AP）】

社会課題解決への志向と実務経験（またはそれに準ずる活動）を重視し、多様なバックグラウンドの社会人を積極的に受け入れる。

AP1: 地域や社会の複雑な問題に強い関心を持ち、実践的な視点だけでなく学術的視点

からも分析し、主体的に取り組む意欲を有する者

AP2: 多様な分野・職種の人々との協働を通じてプロジェクトを推進できる基礎的コミュニケーション能力と実行力を有し、国際的な知識体系としてのプロジェクトマネジメント手法を学ぶ姿勢を有する者

AP3: 自らの経験や問題意識を起点とした実践から導き出した学術的な理論を、再現可能なプロセスとして社会へ発信・還元することに関心を持つ者

(5) 養成する人材像と3つのポリシーの相関及び整合性

本学環で養成する人材像を実現するための一貫した能力軸として定める①課題設定、②協働・実装、③理論化・発信の能力については、以下のとおり3つのポリシーと相関しており、入学時にAPに基づきその適性を確認し、教育課程においてCPに基づき能力形成を行い、修了時にDPに基づき到達度を判定することにより、養成する能力軸の連続性と整合性を担保する。

① 課題設定

AP1により多角的な視点及び主体的な志向に基づいた適性を確認し、CP1により先行研究レビューと分野横断的基礎知識の修得による能力形成を行い、DP1により到達度を判定する。

② 協働・実装

AP2により協働推進力及びプロジェクトマネジメント手法の修学姿勢を確認し、CP2により国際的なプロジェクト実務の共通基盤であるプロジェクトマネジメント手法に基づく計画・運営・実装の演習を行い、DP2により到達度を判定する。

③ 理論化・発信

AP3により社会還元志向を確認し、CP3により論文執筆等を通じたプロセス知の理論化・普及を訓練し、DP3により到達度を判定する。

2. 研究科等連係課程実施基本組織の名称及び学位の名称

(1) 実施基本組織の名称

本学環の名称及び英語名称は、次のとおりとする。

名 称：アドバンストソーシャルマネジメント学環

英語名称：Interfaculty Graduate School of Advanced Social Management

〔組織名称を当該名称とする理由〕

本学環は、理工学研究科、連合農学研究科、医学系研究科を連係協力研究科とする研究科等連係課程として設置し、社会の現場で顕在化している多様で複合的な課題に対して、特に従来の理系博士課程で扱っていた専門的な“学術知”のみではなく、協働するステークホルダーが有する“実践知”も取り入れたプロジェクトを、国際的なプロジェクト実務の共通基盤であるプロジェクトマネジメント手法を用いて実装し、新たに創出した変革の過程を世界へ発信する。この一連の取組によって、単に「ソーシャル」という単語から想起される限定的な規模の社会的課題の解決や、「マネジメント」という単語から想起される無期限の組織経営等のアプローチに留まらず、より広く、社会に実質的なインパクトを与える変革の創出を目的としていることから、その理念と高度な専門性を示すため、「アドバンスト」を先頭に冠した「アドバンストソーシャルマネジメント学環」を本学環の名称としたい。

「アドバンスト」という用語については、学会、シンポジウムにおける「アドバンスト・セッション」、「アドバンスト・ワークショップ」等、対象者の専門性を直観的に示す言葉として一般的に使用されているものであり、本学環で実施する国際的な知識体系に基づくプロジェクトマネジメント手法を基盤とした高度な教育及び長期的な実践の内容を的確に表現するものである。

本学環の英語名称については、「Advanced」及び「Social Management」のいずれも、下記のとおり国内外において大学組織、学位の名称として用いられており、国際通用性を備えた表現と言える。

Advanced を冠にしている他大学の名称

<国内>

- ・京都大学大学院総合生存学館

英語名称：Graduate School of Advanced Integrated Studies in Human Survivability

- ・広島大学大学院先進理工系科学研究科

英語名称：Graduate School of Advanced Science and Engineering

<海外>

- ・ International School for Advanced Studies (SISSA)
- ・ School of Advanced Studies, University of Tyumen

Social Management を学位名称に含んでいる事例

- ・ Munich University of Applied Sciences
学位名称 : Master of Arts in Social Management
- ・ DIPLOMA University of Applied Sciences
学位名称 : Social Management, M.A.

(2) 学位の名称

本学環において授与する学位名及び英語学位名は、次のとおりとする。

学 位 : 博士 (学術)

英語名称 : Doctor of Philosophy

[学位の名称と当該学位とする理由]

本学環では、複雑化・複合化する社会課題に対し、複数の専門分野の理論や方法を基礎として実践知と学術知を結び付け、国際的なプロジェクト実務の共通基盤であるプロジェクトマネジメント手法を用いてプロジェクトを実装する。その過程で得られた知見を“プロセス知”として理論化・発信することで、次の変革へとつなげていくことのできる人材を育成することとしている。これらの能力は、理工系、農学系、保健衛生学系の専門知識を横断的かつ複合的に学修することによって身に付けられるものであることから、修了した学生に授与する学位の名称は博士 (学術) とする。また、本学環の主たる学位の分野は理学関係、工学関係、農学関係、保健衛生学関係が該当する。

なお、英語名称については、国内外において 広く用いられており、国際通用性がある Doctor of Philosophy とする。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の方針

本学環では、産業界等の現場と学術をつなぎ、プロジェクトの“プロセス知”を用いて社会を動かす変革リーダーの養成を目指している。それを実現するため、カリキュラム・ポリシーに基づき、国際的なプロジェクト実務の共通基盤であるプロジェクトマネジメント手法について網羅的に学ぶ「共通科目」、及び社会の現場で実践する課題解決型プロジェクトを通じて企画・実行から成果評価・提言までを一貫して行い、成果をプロジェクト論文として体系的にまとめる「専門科目」により構成される教育課程を編成し、従来の学術研究にとどまらず、社会実装やイノベーション創出の実証的な成果を重視する、実践的かつ分野横断的な教育プログラムを展開する。

【カリキュラム・ポリシー (CP)】(再掲)

共通基盤(プロジェクトマネジメント特論)と複数教員から指導を受ける個別プロジェクト演習を核に、分野を横断する実践知の体系化を図るとともに、学会発表や成果報告会等を通じて社会への知の還元を行う。

CP1: 先行研究の整理や、分野横断的な基礎的知識の修得を通じて、問題の本質を明らかにする能力の教育

CP2: 国際的なプロジェクト実務の共通基盤であるプロジェクトマネジメント手法を土台に、複数の教員や関係者による伴走支援のもと、協働しながらプロジェクトを計画・運営・実装する教育

CP3: 主に論文執筆の機会を通じ、実践の過程から得られたプロセスを学術的手法に基づいて理論化する一方で、社会に広く普及する形で発信する能力の教育

(2) 教育課程及び科目区分編成

○ 共通科目

1年次前期には、米国の非営利団体であるPMI (Project Management Institute) の策定しているプロジェクトマネジメントの知識体系「PMBOK (Project Management Body of Knowledge)」を網羅的に学ぶ2単位の授業科目「プロジェクトマネジメント特論」を各学生の専門分野に関わらず必修として履修する。

本科目は、プロジェクトマネジメントの基本概念と知識体系を理解し、自身の研究・実践プロジェクトに対して計画を具体的に設計するとともに、その妥当性を検証し、変革を生み出すプロジェクトを主体的に推進できる実践的視点を身につけることを目標とする。本科目の前半では、あらゆる業界において不可欠となっているプロジェクトマネジメントの基礎知識及び考え方を、国際的なデファクト・スタンダードとして広く認知されているPMBOKを基盤として、プロジェクトの立ち上げから終結に至るまでの一

連のマネジメントプロセス、原則、パフォーマンス領域、チーム形成やリーダーシップについて体系的に学修し、後半では、受講者自身の社会変革プロジェクトを題材に、プロジェクト憲章、ステークホルダー分析、スコープ定義、WBS、リスク分析、スケジュール計画、コミュニケーション設計等を作成し、理論を実践へと具体化する。

なお、本科目は、後述の専門科目「プロジェクト演習」と併せることで、PMI の認定する資格である PMP (Project Management Professional) の受験要件のひとつである 35 時間以上のプロジェクトマネジメント教育を満たす内容とするとともに、科目等履修生としても単位取得できるよう開放するものとし、社会人として本学環を志望する者の入学後の負担を減らし博士課程進学へのハードルを下げる。

○ 専門科目

共通科目と並行して、1 年次前期から各学生が社会の現場をフィールドとして設定し、実際の社会課題を対象とした課題解決型プロジェクトに取り組む。企画立案から実行、成果評価及び提言に至るまでの一連のプロセスを構造化し、得られた成果や知見をプロジェクト論文として体系的にまとめる「プロジェクト演習」を履修する。本科目では、原則として分野の異なる主指導教員及び副指導教員が、専門分野の先行研究の紹介や関連分野の指導等を行う他、PMI が認定する資格である PMP (Project Management Professional) を保有する教員が PM コーディネーターとしてプロジェクト推進に関する助言を行う。また、必要に応じて、連係協力研究科の他の教員や、外部（プロジェクト実施機関）の実務家、UA が指導に加わることのできる体制とする。

本科目では、主指導教員、副指導教員及び PM コーディネーター（1 名以上）を含むプロジェクト支援チームにより、月 1 回程度、プロジェクト支援会議を開催し、定期的なレビュー（学生と教員の合意に基づき、オンライン又は対面のいずれかの形式で実施）を行う他、半年に 1 回程度、対面で年次ごとに全学生が集まって中間報告会を実施する。これら指導と、個別にプロジェクトを進める活動を合わせて 12 単位分の学修とし、集中的な取組や進捗状況によっては、2 年間での早期修了も可能とする。

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 履修指導及び研究指導体制

指導教員は複数体制とし、主指導教員と副指導教員は、本学環の主たる分野（理学関係、工学関係、農学関係、保健衛生学関係）の学位を授与している理工学研究科、連合農学研究科、医学系研究科の教員の中から、学生のプロジェク研究テーマに応じて決定する。このうち、副指導教員については、主指導教員とは異なる分野の教員が担うこととする。主指導教員は先行研究の整理について助言し、学術的妥当性の確保を行う。また、研究倫理等のルール of の遵守についても指導を行う。副指導教員は、関連分野の基礎について指導することで研究の幅を広げる。

さらに、上述の指導教員に加えて、PMI の認定する資格である PMP（Project Management Professional）を保有する教員が、PM コーディネーターとして総合的な伴走支援を行い、授業担当、進学希望者と主指導教員候補のマッチング支援等も含め、テーマ設定から終結までのプロジェクトを円滑に進める。

また、必要に応じて、連係協力研究科の他の教員が指導教員以外の立場から専門分野について助言を行う他、学内の UA、プロジェクト実施機関に所属する実務家、PMP 資格を保有する外部人材も指導に加わることができる体制とする。

（資料3 アドバンストソーシャルマネジメント学環の指導体制）

(2) 教育の方法と履修指導及び研究指導の方法

進学希望者が入学後に取り組みたいプロジェクトを入学前に PM コーディネーターと直接相談できる機会として、定期的な説明会を開催するとともに、時間の調整がしやすい社会人入学生を想定しているため、随時個別の進学相談を受け付ける。PM コーディネーターは必要に応じて主指導教員候補を紹介し、出願前に両者が研究計画を相談できる機会を設ける。（資料4 研究指導スケジュール）

研究計画書は入学者選抜の出願時に提出を求め、入学後早々に主指導教員、副指導教員及び PM コーディネーターを決定することで教育指導体制を確保する。入学した学生は1年次前期のプロジェクトマネジメント特論を受講しながら研究計画書を修正し、主指導教員の判断によっては単位取得が必須とされていない研究倫理の e-learning 又は修士課程学生向け講義等も受講して不足している知識を補う。

(3) 学位審査体制

博士論文及び最終試験の審査に当たっては、学環の教員から構成される審査委員会を編成し、主査1名及び副査2名を置く。主査は主指導教員とし、副査のうち1名は副指導教員、もう1名は主指導教員及び副指導教員以外の教員から選出することにより、学位審査の客観性を担保する。

(4) 修了要件

学環の専門科目「プロジェクト演習」(必修) 12 単位、及び共通科目「プロジェクトマネジメント特論」(必修) 2 単位の合計 14 単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

5. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学環では、教育研究の実施にあたり、キャンパスにおける対面での指導・交流を原則とする。一方で、多様な背景を持つ学生（職業を有する社会人学生等）が、時間的・地理的制約を克服し、実質的な学修時間を確保できるよう、大学設置基準第 25 条第 2 項に定める「多様なメディアを高度に利用して行う授業（メディア授業）」を補完的に導入する。

特に、基礎的素養を培う科目においては、反復学習や多言語対応（英語字幕等）が可能な非同期型教材を活用することで、知識の定着と教育効果の向上を図る。なお、メディア授業の導入にあたっては、以下のとおり、平成 13 年文部科学省告示第 51 号の要件を満たす実施方法、体制とする。

(1) 実施方法及び対象とする授業科目

メディア授業の実施方法は、教育効果を考慮し、以下の通り区分して実施する。

○非同期型（オンデマンド）

対象科目：共通科目「プロジェクトマネジメント特論」の講義部分

実施方法：対面授業を実施するが、学習管理システム（LMS）を通じ、講義動画（英語字幕対応）、資料、課題を併用して配信する。学生は任意の時間にこれらを視聴し、指定された期間内に小テストやレポートを提出する。設問への回答を通じて理解度を確認し、教員は LMS 上の掲示板機能等を用いて質疑応答やフィードバックを行うことで、双方向性を確保する。これにより、社会人の勤務形態や留学生の言語習熟度に応じた柔軟な反復学習を可能にする。

○同期型（リアルタイム）

対象科目：共通科目「プロジェクトマネジメント特論」の演習部分及び専門科目「プロジェクト演習」の一部

実施方法：学生と教員の合意に基づき、オンライン又は対面のいずれかの形式で実施する。オンラインによる実施については、Web 会議システム（Zoom 等）を用い、遠隔地に居住する社会人学生等に対して、対面授業と同時双方向で接続するハイブリッド形式、または完全オンライン形式で実施する。画面共有機能等を用い、対面と遜色のない密度の高い議論・指導を行う。

(2) 学修の指導及び支援の体制

○LMS の活用と出席管理

本学が運用する LMS（Moodle 等）を活用し、動画の視聴履歴、課題提出状況、ログイン履歴を教員が常時モニタリングすることで、出席確認及び学修時間の管理を厳格に行う。

○質疑応答・補習体制

LMS 上のディスカッション機能やメール等による質問受付を常時行うほか、必要に応じて対面又はオンラインによる個別指導（オフィスアワー）を設定し、メディア授業における学修上の不安を解消する。

○技術的サポート

指導教員及び情報システム担当部門が連携し、学生からのシステム利用に関する問い合わせやトラブルに対応する体制を整備する。

(3) 設備等の状況

○通信環境・機材

全講義室に高速無線 LAN を整備している。カメラ・マイク・スピーカー等の配信機材は、担当教員保有の PC で対応できるように整備している。

○サーバー・セキュリティ

LMS 及び動画配信サーバーは、十分な容量と堅牢なセキュリティ対策（認証システム等）を講じており、安定した授業実施が可能である。

(4) 学則等における規定

愛媛大学大学院学則に以下のとおり定める。

（授業の方法）

第 18 条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

6. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本学環は、主として社会人を入学対象として想定しており、在職のまま博士課程で学修・研究を継続できるよう、授業及び研究指導を夜間・休日等の特定の時間帯、及びオンライン・対面の併用により実施する。入学前からの相談機会を設け、学生の職務状況やプロジェクトの進捗に応じた弾力的な履修・研究指導を行うことで、教育効果と学位の質を担保する。

(1) 修業年限

社会人が受講しやすい履修環境を実現するため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用する。また、大学院設置基準第15条及び愛媛大学大学院学則第22条に則り長期履修制度を導入する。

本学環の標準修業年限は3年であるが、申請により長期履修制度の利用許可を得た学生は、修業年限を4年または5年とすることができる。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

定期的な説明会に加え、社会人志望者の事情に配慮し、随時の個別進学相談を受け付ける。PM コーディネーターが必要に応じて主指導教員候補を紹介し、出願前の段階から研究計画（プロジェクト構想を含む）について相談できる機会を設ける。入学前に主指導教員候補と履修方法及び研究指導について十分に打合せを行い、長期履修制度及び夜間授業や遠隔授業を活用することで、学生が就学を継続できるよう支援する。

科目履修の方法については入学時のオリエンテーションで具体的に説明するとともに、必要に応じて夜間の授業時間（18時から21時）を設け、就業時間外でも履修ができるよう配慮する。

研究指導は、主指導教員との相談のうえ、夜間や土曜日等の特定の時間帯の利用、もしくは電子メール、インターネットを使った音声通話やビデオ通話の利用等を含め、適切な方法を選択して進める。

(3) 授業の実施方法

○夜間・土日利用した柔軟な開講

専門科目「プロジェクト演習」については、学生と教員の合意に基づき、平日の夜間（18時以降）または土曜・日曜に受講することを可能とする。

○メディア授業の活用（オンデマンド・リアルタイム）

多様な背景を持つ社会人学生の履修負担に配慮し、以下の非同期（オンデマンド）授業及び同期型（リアルタイム）遠隔授業も併用して授業を実施する。

非同期型（オンデマンド）授業の導入：

共通科目「プロジェクトマネジメント特論」の講義部分については対面授業を実施するが、遠隔地に居住する社会人学生等への配慮及び非同期型コンテンツとして復習機会の確保を目的として、学習管理システム（LMS）を通じたオンデマンド配信も併用して実施する。さらに、英語字幕を活用し、日本語習得が十分でない留学生にも対応する。

同期型（リアルタイム）遠隔授業の導入：

共通科目「プロジェクトマネジメント特論」の演習部分及び専門科目「プロジェクト演習」の一部についてはWeb 会議システム（Zoom 等）を用い、遠隔地に居住する社会人学生等に対して、対面授業と同時双方向で接続するハイブリッド形式、または完全オンライン形式で実施する。

(4) 教員の負担の程度

夜間（18時から21時）及び休日に授業を開講する教員については、愛媛大学職員就業規則第49条の定める専門業務型裁量労働制に基づき、業務の遂行に必要な始業、終業時刻及び休憩時間等は教員の裁量に委ね弾力的に運用するものとする。

また、特定の教員に過剰な負担が生じないように、本学環の専任教員については学部、ならびに大学院教育における担当時間数の状況を確認し、教員の負担軽減と研究時間の確保に努める。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学環の講義や研究指導は、理工学研究科のある城北キャンパス、医学系研究科のある重信キャンパス、連合農学研究科のある樽味キャンパスの講義棟及び研究室を利用して行う。したがって、学生は城北キャンパス、重信キャンパス、樽味キャンパスにある、図書館、ならびに売店、食堂、駐車場（申請による許可制）を利用することができる。また、それぞれのキャンパスにある大学院生用の学生研究室も利用でき、統計ソフトをインストールしたコンピューターやプリンターを共同で使用できる。

図書館に関しては、中央図書館の開館時間は、平日8:40～22:00、土曜日9:30～20:00、日曜・祝日9:30～20:00、医学部分館の開館時間は、平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00、農学部分館の開館時間は、平日9:00～20:00、土曜日9:00～13:00となっている。また、文献検索や電子ジャーナルについては、図書館のホームページから24時間利用することができる。

健康管理に関しては、城北キャンパスでは総合健康センターに、重信キャンパスでは総合健康センター重信分室に医師と看護師が常駐し、体調不良となった学生への処置が行われており、社会人学生においても利用可能である。樽味キャンパスでは、保育・

保健室を設置し、週 3 日、看護師が駐在しており、学生は保育や授乳、また、臨時応急の手当てを受けることができ、また、体調不良時に休憩をとることができる。

また、社会人学生に対しては、主指導教員が各事業所での健康診断の受診状況を確認し、学生の健康状態の把握に努める。

(6) 入学者選抜の概要

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、社会課題解決への志向、実務経験（又はそれに準ずる活動）と研究遂行能力を総合的に評価する。選抜に当たっては、出願時の研究計画書を重視し、面接等によりプロジェクトの実現可能性と学術的妥当性を確認する。

(7) 必要とされる分野であること

本学環が対象とする社会課題解決型プロジェクトは、産業界・地域・公共分野等の現場で遂行されるため、社会人学生が在職のまま長期的に実践と研究を往還する学修形態が不可欠である。そこで、夜間・特定の時間帯やオンラインを活用した授業・研究指導の実施により、当該分野における高度人材養成の実効性を高める。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなど教員組織の整備状況

本学環では、関係協力研究科（理工学研究科、連合農学研究科、医学系研究科）との連携の下、学環の教育研究目的に即した教員体制を整備する。主指導教員及び主指導とは異なる分野の副指導教員のほか、PM コーディネーター等が参画するプロジェクト支援チームを基本単位として、学生の研究指導を複数教員体制で実施し、学位の質保証と分野横断性を担保する。（資料 5 研究科等関係課程制度を活用した教育研究体制）

7. 入学者選抜の概要

(1) 基本方針

本学環は、社会課題解決への志向と実務経験（又はそれに準ずる活動）を重視し、多様なバックグラウンドの社会人を積極的に受け入れる方針である。その上で、博士課程に求められる研究遂行能力及び学術的な論理構成力を備え、実践の過程から得られる知見を再現可能な「プロセス知」として理論化・発信する意欲を有する者を選抜する。

(2) 募集人員・入学時期

本学環の教育課程、研究指導体制ならびに教員数の諸条件から判断し、入学定員は社会人を含む5名とし、入学時期は4月とする。

なお、本学環の入学定員の連係協力研究科からの振替の内訳は、本学環の教育課程、教育方法を踏まえ、以下のとおりとする。

連係協力研究科の名称		入学定員	収容定員
理工学研究科	理工学専攻（博士後期課程）	5名	15名
連合農学研究科	生物資源生産学専攻（博士課程） 生物資源利用学専攻（博士課程） 生物環境保全学専攻（博士課程）		
医学系研究科	医学専攻（博士課程） 看護学専攻（博士後期課程）		

(3) 出願資格

本学環に出願できるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部科学省告示第118号）
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を

有する者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 選抜方法

本学環の入学選抜では、アドミッション・ポリシーに基づき、入学後に取り組もうとする研究計画及びプロジェクトに関するプレゼンテーション、口頭試問を含む面接により総合的に評価する。

プレゼンテーションでは、出願時に提出を求める「研究計画書」の内容について、課題設定の学術的妥当性、プロジェクトとしての実現可能性、本学環の教育方法との適合性の観点から、総合的に評価する。また、口頭試問を含む面接では、関係者と協働してプロジェクトを推進するためのコミュニケーション能力及び調整力、国際的な知識体系としてのプロジェクトマネジメント手法を学び、それを計画・運営・実装に適用しようとする姿勢、さらにプロジェクトのプロセスを理論化し、社会へ発信・還元することへの関心を確認し、適合性を判断する。

(5) 選抜基準

評価は、アドミッション・ポリシーとの整合を明確にしつつ、概ね以下の観点で行う（配点等の詳細は募集要項で示す）。

- ・ 課題設定・学術的視点：課題の本質を捉え、先行研究を踏まえた研究課題として構成できているか（AP1）
- ・ 協働・実装と推進力：関係者と協働し、プロジェクトを推進する基礎的能力があるか（AP2）
- ・ 方法論の適合：国際的な知識体系としてのプロジェクトマネジメントを学び、計画・運営・実装に適用する姿勢があるか（AP2）
- ・ 成果の見通し：プロジェクトのプロセスを構造化し、理論化・発信（プロジェクト論文／報告書）に結びつける見通しがあるか（AP3）
- ・ 研究倫理・データ取扱い：倫理・機密情報等に関するリスク認識と対応方針が示されているか

【アドミッション・ポリシー（AP）】（再掲）

社会課題解決への志向と実務経験（またはそれに準ずる活動）を重視し、多様なバックグラウンドの社会人を積極的に受け入れる。

AP1: 地域や社会の複雑な問題に強い関心を持ち、実践的な視点だけでなく学術的視点からも分析し、主体的に取り組む意欲を有する者

AP2: 多様な分野・職種の人々との協働を通じてプロジェクトを推進できる基礎的コミュニケーション能力と実行力を有し、国際的な知識体系としてのプロジェクトマネジ

メント手法を学ぶ姿勢を有する者

AP3: 自らの経験や問題意識を起点とした実践から導き出した学術的な理論を、再現可能なプロセスとして社会へ発信・還元することに関心を持つ者

(6) 選抜体制

選抜は学環委員会の審議・決定により実施し、必要に応じて関連分野の教員を加えて複数の視点から評価する。プロジェクト型・分野横断型の特性を踏まえ、研究計画の学術的妥当性に加え、プロジェクトの計画・運営・実装の観点から、PMP (Project Management Professional) を資格として保有する PM コーディネーター教員も選抜の実施及び評価に加わる。

(7) 異なる経歴を持つ社会人への配慮

本学環における入学者選抜では、学術論文の実績が乏しい志願者であっても、実務上の成果物・報告書等を研究遂行能力の判断材料として評価対象に含め、多様な経歴を持つ社会人を不利にしない評価を行う。

(8) 出願資格審査

本学環では、修士の学位又は専門職学位を有さないものであっても、社会人としての豊富な実務経験や研究実績を有し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者に対して、学校教育法施行規則 156 条に基づき、本学環の「出願資格審査（事前審査）」を行う。出願資格審査においても、社会人については学術論文のみならず、実務上の成果物・報告書等を、研究遂行能力の判断材料として積極的に評価する。

○審査の対象者：著書、学術論文、学術講演、学術報告及び実務成果物等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者を対象とする。

○提出書類：著書、学術論文、学術講演、学術報告に加え、実務における報告書、政策提言書、事業開発書、調査報告書及び特許等の実務成果物を記載した業績調書の提出を求める。

○審査方法：学環委員会において、提出された書類について修士論文又は厳正な査読課程を経て掲載される学術論文と同等の基準を満たしているかを審査する。

(9) 科目等履修生の受入れ及び既修得単位の認定方法

本学環の必修科目「プロジェクトマネジメント特論」については科目等履修生としても単位取得できるよう開放する。受入れ人数は若干名とし、本学の「愛媛大学研究生、科目等履修生及び聴講生規程」に基づき出願を受け付け、学環委員会の議を経て入学を許可する。（資料 6 愛媛大学研究生、科目等履修生及び聴講生規程）

また、入学前に当該科目を修得した者については、あらかじめ認定申請書の提出を求め、学環委員会の議を経て既修得単位として単位認定することで入学後の負担を軽減し、社会人学生の仕事と研究の両立を支援する。

8. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員組織の基本的な考え方

本学環が目指す、産業界等の現場と学術をつなぎ、プロジェクトの“プロセス知”を用いて社会を動かす変革リーダーとなる人材育成を図るためには、複雑化、複合化する社会課題に対し、複数の専門分野を基礎としてプロジェクトを推進する分野横断型の教育体制が必要となる。

本学環では、学環の主たる分野（工学、理学、農学、保健学、医学）の学位を授与している理工学研究科、連合農学研究科、医学系研究科の教員を配置し、専任教員 17 名（理工学研究科 12 名、連合農学研究科 2 名、医学系研究科 3 名）及び授業担当、進学希望者と主指導教員候補のマッチング支援などを含め、テーマ設定から終結までのプロジェクトを円滑に進めるための総合的な伴走支援を行う PM コーディネーターの役割を担う、PMP 資格を所持する教員 2 名で組織する。

(2) 教員の年齢構成

本学環の専任教員 17 名はいずれも教授であり、年齢構成は、完成年度である令和 12 年 3 月 31 日時点において 50 歳代 7 名、60 歳代 10 名で構成されている。また、PM コーディネーター教員 2 名は 50 歳代 1 名、60 歳代 1 名である。

本学の「国立大学法人愛媛大学教員規程」において、教員の定年は 65 歳と定められており、完成年度までの間に定年を迎える教員はいないことから、教育研究水準の継続性は担保されている。（資料 7 国立大学法人愛媛大学教員規程）

(3) 教員の従事比率（エフォート）の管理

本学環に所属する専任教員は、連係協力研究科である理工学研究科、連合農学研究科、医学系研究科のいずれかをそれぞれ兼務する。本学環との従事比率（エフォート）については、授業の開講数や学生指導の有無等を考慮した上で、個々の教員毎に従事比率を把握し、教員の教育研究に支障がでないよう適切に管理する。

(4) 教員と事務職員等の組織的な連携体制

本学大学院は、教育研究上の目的を達成するため、各研究科及び各学環に、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該研究科及び当該学環の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

本学環においては、連係協力研究科である理工学研究科、連合農学研究科、医学系研究科及び本学環並びに各研究科を所掌する事務課が適切に連携し、教育研究を円滑に進める。

9. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学では、研究活動に必要な環境整備として、全ての専任教員に対して個人研究室を配備し、各研究室内には学内ネットワーク接続環境、電話回線、書棚、机等を設置している。また、必要なときに必要な情報にアクセスできるだけでなく安全に通信できる ICT 環境を提供している。

さらに、高度な研究活動を持続的に推進し、教員が教育研究に専念できる環境を整備するため、全学的な研究支援組織及び学内に配置された UA（リサーチ・アドミニストレーター）と連携し、外部資金（競争的資金）の獲得支援、産官学連携プロジェクトのマネジメント、及び国際共同研究の調整業務を行う。これにより、教員の事務的負担を軽減し、教育研究エフォートを確保する。

10. 施設・設備等の整備計画

(1) 施設・設備等の整備状況

①講義室等の整備状況

本学環では、愛媛大学城北キャンパス、重信キャンパス及び樽味キャンパスにおいて授業を実施する。城北キャンパスには理工学研究科、重信キャンパスには医学系研究科、樽味キャンパスには連合農学研究科がそれぞれ所在していることから、大学院生用の教室・施設や設備・器具等については連係協力研究科と共用で使用する。演習については研究指導教員の研究室を使用するほか、既存の演習室を活用する。また、院生研究室についても、既存の連係協力研究科の設備を利用する予定である。

(資料8 研究室見取り図)

②図書等の整備状況

本学の図書館は、城北地区の中央図書館、重信地区の医学部分館、樽味地区の農学部分館で構成されている。中央図書館は、約 600 の閲覧席と約 100 万冊の蔵書、約 14,000 種類の雑誌を所蔵しており、閲覧・貸出のほか、文献複写や情報リテラシー教育支援サービス等を行っている。また、ホームページでは、蔵書目録検索 (OPAC)、電子ジャーナル (注)、各種データベースや本学所蔵資料のデジタルコンテンツなどを提供している。さらに、DVD などの視聴覚資料が利用できる視聴ブース、グループ学習室も完備している。平日は 8:40~22:00、土日・祝日は 9:30~20:00 まで開館しており、学生の教育研究活動を支えている。

(注) 電子ジャーナルは、ScienceDirect、Wiley Online Library、JSTOR、CUP(Cambridge University Press)、OUP(Oxford University Press)等の約 5,200 タイトルを提供している。

他大学図書館等との協力については、国立情報学研究所の NACSIS-ILL 等図書館相互利用 (Inter Library Loan; ILL) システムを利用して、本学未収集資料の複写や現物貸借の利用に込えている。国内で入手できない資料についても、RapidILL、Reprints Desk、subito 等様々なルートを通して取り寄せ、教育研究活動への最大限の便宜を図っている。また、愛媛大学機関リポジトリを運営し、本学において算出された学術研究成果等を収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供している。

(2) 施設・設備の整備計画

本学環では、既存の施設・設備等の利用を想定している。既存の施設・設備の利用に当たっては、連係協力研究科と緊密に連携し、教育研究に支障を与えないよう留意する。本学環において、新たな施設・設備等の整備が必要となる場合は、連係協力研究科において計画的に整備する。

11. 2以上の校地において教育研究を行う場合

本学環では、愛媛大学城北キャンパス、重信キャンパス及び樽味キャンパスにおいて、それぞれ講義等を行う。

本学環を担当する専任教員17名のうち、12名は城北キャンパス、3名は重信キャンパス、2名は樽味キャンパスを教育研究活動の拠点としている。

学生・教員の移動については、自家用車や共用車の利用が中心となると考えられるため、駐車場の確保等に配慮する。また、公共交通機関を利用した場合、城北キャンパスと重信キャンパス間は約60分、城北キャンパスと樽味キャンパス間は約30分、重信キャンパスと樽味キャンパス間は約40分の距離であるが、各キャンパスの最寄りには駅やバス停が位置していることから、公共交通機関による移動も可能である。

本学環においては、こうしたキャンパス間の移動を考慮し、同一地区の講義は同じ曜日に配置するなど、移動を最小限に抑えた時間割を編成することで、学生及び教員の移動に係る負担の軽減を図る。

12. 管理運営

(1) 管理運営及び教学管理体制

本学環の管理運営及び教学管理は、規則に基づき、「学環委員会」において行う。

学環委員会は、本学環を兼務する教員によって構成され、本学環の運営に係る重要事項（目標・評価、諸規則の制定・改廃、予算、組織、教育課程の編成、学生の入学、修了及び学位の授与に関する事項、学生の懲戒、学生生活支援等）について審議する機関であり、必要に応じて、年数回程度開催する。

また、本学環に係る教員選考、設備・施設等の整備及び本学環の設置後の運営については、連係協力研究科と緊密に連携して実施する。

(2) カリキュラムの運営に関する仕組み

カリキュラム運営については、規則において本学環における授業科目、配当単位、研究指導の内容及び履修方法を定め、運営する。

13. 自己点検・評価

(1) 実施体制

本学では、平成 16 年度から国立大学法人愛媛大学基本規則第 21 条に基づき「自己点検評価室」を設置して自己点検・評価を実施している。

自己点検評価室は、愛媛大学の教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、社会貢献、管理・運営の状況について自ら実施する点検及び評価を行う。具体的には、認証評価、中期目標・中期計画・年度計画に対する国立大学法人評価等の第三者評価に関すること等を主要業務としている。同室は、室長、副室長、室員（学長が指名する各学部の専任教員、その他学長が必要と認めた者）から構成する組織であり、幅広い評価項目、基準・観点等に対応できる実施体制を実現している。

(2) 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

大学運営の改善、向上を目的とする本学の自己点検評価（学内の総合評価）は、教育、学術研究、社会連携等の分野別に各担当理事又は副学長を通じて、学長に情報が集約される。

分野別評価結果の改善点等については学長から担当理事又は副学長に対し指示するとともに、改善報告を求めることにより、教育研究の水準及び質の向上に努めている。

さらに、本学では、国立大学法人評価委員会及び第三者認証評価機関において、大学の自己点検・評価に基づく評価を受審しており、令和 3 年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価では、大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。

なお、自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果については、大学ホームページ上で公開している。

14. 認証評価

大学自体の評価としては、平成 19、26 年度及び令和 3 年度に大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、大学改革支援・学位授与機構が定めるすべての基準を満たし、「大学評価基準に適合している」との評価を受けている。

（詳細は、<https://www.ehime-u.ac.jp/information/planning-and-evaluation/>に掲示）

15. 情報の公表

(1) 大学としての情報提供

本学では、学校教育法第 113 条の趣旨に則り、大学ホームページや広報誌の発行等を通じて、広く社会へ情報の提供を行っている。大学ホームページでは、大学案内、学部・大学院情報、教育情報、研究情報、社会貢献情報、国際交流情報、学生生活・就職情報、入試情報等について、詳細に情報発信している。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げる以下の教育研究活動等の状況についてもホームページで公表している。

- ① 大学の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④ 入学者の選抜に関すること
- ⑤ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること
- ⑥ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑦ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑧ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑨ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑩ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ⑪ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）
- ⑫ 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること
- ⑬ 学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること

◆教育情報の公開（上記、①～⑬）

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/education-infor/>

◆法定公開情報（組織、業務の計画と評価、財務、設置に関する情報等）

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/planning-and-evaluation/>

(2) 研究科等連係課程としての情報提供

本学環においても独自のホームページを開設し、教員紹介や教育課程の特徴を掲載するなど、教育研究活動の情報を積極的に広報する。

16. 教育内容等改善のための組織的な研修等

本学では、以下の取り組みにより教員の資質向上を図るものとする。

(1) 教員採用時の厳正な審査

教員の資質の維持向上のため、教員採用時に厳正な審査を実施している。教員の採用は公募を原則とし、連係協力研究科において、教員選考基準に基づき設置された候補者選考委員会で厳正かつ総合的に審査を行っている。

本学環の教員は連係協力研究科の教員が兼務していることから、教員採用時の審査は、連係協力研究科で行う。ただし、本学環に係る教員の採用に当たっては、連係協力研究科と緊密に連係し、本学環の教育研究に支障の無いよう、適切な教員を採用する。

(2) 教員業績評価の実施

本学では、教員の能力や成果が厳格かつ公正に評価され、かつその評価結果が適切に処遇等に反映されることを目的として、令和2年度より新たな教員業績評価を実施している。評価の実施にあたっては、愛媛大学教員業績評価システム（E-PAS）を設置し、教員の業績を全学的に一元管理している。

(3) 教員向け能力開発プログラム等の活用

本学では、FD（Faculty Development）の定義を「教育・学習効果を最大限に高めることを目指した、①授業の改善、②カリキュラムの改善、③組織の整備・改革への組織的な取組の総称」と定め、組織的かつ継続的な活動を展開している。平成18年度には、全学のFDセンターとして、教育・学生支援機構に教育企画室を設置した。教育企画室は、平成22年3月に教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点）として認定を受けており、大学教職員の組織的な研修等の中核拠点として、高等教育の質の向上に貢献している。さらに、本学が代表校となっている「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」と連携しながら、FD・SDの実践的指導者の養成、実践的な研修プログラムの提供、オープン・オフィスやコンサルテーション、ホームページを通じた教材等の提供、研修講師の派遣などを通して、四国地区のみならず全国の国公立大学等に向けた情報発信や技術提供をしている。

SD（Staff Development）については、平成19年度に事務系職員人事・人材育成ビジョンを策定（平成26年度改訂）し、「OJT」「OFF-JT」「自己啓発」を人材育成の3つの柱として定め、これらを有機的に組み合わせながら様々な取組を行うとともに、職員個々のキャリア形成に応じた人材育成のためのスタッフ・ポートフォリオ（職員業績記録）の活用や、本学及びSPODが実施する研修プログラムなど、体系的・段階的・持続的な職員の能力開発を実践している。

以下、本学における主な取組内容である。

①授業の内容及び方法の改善など

○教育コーディネーター研修会

教育コーディネーターとは、各部局（研究科、専攻など）の教育責任者として、教育方針の立案、カリキュラム編成、教育内容の教授法の改善、教育効果の検証などの活動において中核的な役割を担う教育重点型教員である。現在、大学全体で約 60 名が学長から任命されており、各部局の統括教育コーディネーターは、全学的な教育課題を審議するための教育・学生支援機構の管理機関である教育学生支援会議の構成員となるなど、大学全体が有機的につながりながら教育改革を推進する組織体制がとられている。

教育企画室において、教育コーディネーター間の意思疎通を図り、改革の方向性について共通認識を持つための、教育コーディネーター研修会を毎年度実施しており、各教育コーディネーターは、この研修会で得た知識や技術なども踏まえつつ、各部局での活動を行っている。

○テニユア教員制度の活用

平成 25 年度より、若手教員の能力開発を一層促進するための教員育成制度を全学的に導入した。この制度は当初「愛媛大学独自のテニユア・トラック制度」と呼ばれていたが、学外で運用されている他の制度と区別するため、さらには若手育成という制度の趣旨をより明確にするため、平成 29 年度からは愛媛大学「テニユア教員育成制度」と名称を変更することとした。本制度は、教員のために多面的・総合的な能力開発（PD）プログラムを提供するとともに、能力開発のための財政的支援を行うことで、若手教員の教育研究環境を充実させ、ひいては、大学人としてふさわしい総合的な能力の育成を大きな目的としている。

具体的には、新規採用の若手教員等をテニユア教員育成期間中に体系的なプログラムのもとで大学教員として必要とされる業務（教育、研究、マネジメント）全般に関わる能力開発（年間 50 件程度）と財政的支援を全学的に行い、教育者・研究者としての自立を促進する。能力開発については、テニユア教員育成期間中の最初の 3 年間で合計 70 時間の能力開発（PD）プログラムの受講を義務化している。

「能力開発（PD：Professional Development）プログラム」

①教育能力開発（ED：Educational Development）プログラム

②研究能力開発（RD：Research Development）プログラム

③マネジメント能力開発（MD：Management Development）プログラム

○カリキュラム・アセスメントの実施

各授業が学位授与の条件であるディプロマ・ポリシー（DP）の能力・スキルの修得に向けた内容であるかチェックすることは、授業改善に大いに関係するものである。各授業科目は、それぞれが一つの歯車であり、それらの歯車が密接に結びついて、全体としてDPの能力・スキルの修得に役立つものである。その意味で、各授業科目とDPとの関係性は、明確にしておかなければならない。

本学では、DPに示す能力・スキルを学生が身に付けられるよう、カリキュラム・アセスメントを行っている。具体的には、授業評価アンケート等を継続的に実施することにより、授業改善、カリキュラム改善のPDCAサイクルを持続的に循環させている。

○ティーチング・ポートフォリオの導入

教員自らの教育活動について、振り返って記述された作成文書とこれらの記述を裏づけるエビデンスから構成される教育業績に関する記録がティーチング・ポートフォリオである。このティーチング・ポートフォリオは、教育改善あるいは教育業績の評価を主たる目的として作成する。また、ティーチングに関する優れた知識の共有、あるいは情報発信ツールとしても用いる予定である。

○コンサルテーション

授業、カリキュラムの見直し、新規立ち上げに関わる個別相談に教育企画室の教員が対応している。

授業コンサルティングは、教員や学生と利害関係のない第三者であるコンサルタント（教育企画室の教員）が、当該授業の教室に入り、授業に対する学生のコメントの聞き取りなどを行うものである。新たに授業を担当する際、もしくは教育内容を変更する際に、コンサルタントが支援するシラバス作成支援サービスも実施している。

カリキュラムコンサルティングでは、現状のカリキュラムのどこに課題があるのかを、学生・教員からの聞き出しを通して整理し、ニーズ把握、目的・目標設定、教育方略選択、配置、評価手法選択の手順でカリキュラムを開発する支援を行っている。

②大学職員の研修など

○能力開発及び資質向上のための制度

人事・人材育成ビジョンの策定、SPODにおける体系的・段階的・持続的なSDプログラムの取組み、全事務系職員へのスタッフ・ポートフォリオの導入など、能力開発及び資質向上のための制度を整備している。特に研修については、SPODが開

発した SD プログラムを利用した研修を含めて年間 35 件程度を用意しており、職務や職階並びに意欲に応じて、大学職員が各種研修に参加することができる。

○SD の実践的指導者の養成

平成 29 年 4 月の大学設置基準等の一部改正により、「SD の義務化」及び「教職協働」が法令等に規定され、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための取組や、教員・事務職員等が連携協力して業務に取り組むことがこれまで以上に重要となっている。

本学では、職員の能力開発に関する知識・技術を修得し、特定の認定基準を満たした SD の実践的指導者のことを「SD コーディネーター (SDC)」と称している。この独自資格である「SD コーディネーター (SDC)」の認定制度を平成 23 年 3 月に設け、SD に関する知識・技術を修得し、SD の実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者 (SDC) の養成を積極的に推進している。令和 7 年度には、学外者 1 名を新たに SDC として認定するなど、これまでの SDC 資格認定者は 44 名にのぼり、これまでの活動が着実に実を結ぶなかで、多くの実践的指導者の養成を行っている。